

建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格

NO	受 講 資 格	添 付 書 類
1	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる 石綿作業主任者技能講習を修了した者	・修了証の写し
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4. において同じ)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3. に該当する者を除く)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(平成18年3月31日以前の修了者) で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・修了証の写し ・実務経験証明書
8	建築行政に関して2年以上実務の経験を有する者	・実務経験証明書
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書
10	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・実務経験証明書
11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明書
12	第1種作業環境測定士又は第2種作業環境測定士として、建築物石綿含有建材の調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・作業環境測定士登録証の写し ・実務経験証明書

【備考】

- 表中、2から6に規定する「建築に関して」の「実務の経験」には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。